

社会福祉法人東金市社会福祉協議会  
ささえあいサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、日常生活に支障のある高齢者及び重度障害者等に対し、給食等を配ることにより、孤独感の解消を図り、併せて安否の確認を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人東金市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、東金市に居住する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) おおむね70歳以上の虚弱なひとり暮らしの世帯
- (2) おおむね70歳以上の虚弱な高齢者夫婦世帯
- (3) 重度の心身障害者の世帯
- (4) その他市社協会長が特に必要と認めた世帯

(事業内容)

第4条 この事業は毎月1、2回、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）が、給食等を対象者の家庭へ配り、安否の確認を行うものとする。

- 2 地区社協は事業を実施したとき、ささえあいサービス事業実施報告書兼請求書（第1号様式）により当該月末までに市社協会長へ報告するものとする。
- 3 市社協会長は、その内容を確認の上、翌月10日までに支払うものとする。ただし、3月については、月末までに支払うものとする。

(利用の申込)

第5条 この事業の利用を希望する者（以下「申込者」という。）は、ささえあいサービス事業利用申込書（第2号様式）により地区社協会長へ申し込みをし、地区社協会長は、その内容を調査の上、市社協会長へ申し込みするものとする。

(利用者の決定)

第6条 市社協会長は、その内容を審査の上、利用の可否の決定を行い、その結果をささえあいサービス事業利用決定（却下）通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。

(利用の取り消し)

第7条 市社協会長は、利用者より利用の辞退があった場合、又は次の各号のいずれかに該当した場合、その利用を取り消すことができる。

- (1) 第3条に該当しなくなったとき
- (2) その他市社協会長が認めるとき

(費用)

第8条 給食等に係る費用は、1人あたり500円を限度とし、共同募金配分金をもって充てる。

(守秘義務)

第9条 この事業の中で知り得た利用者の状況は、必要以外に話してはならない。

(協議会の開催)

第10条 市社協会長は、事業の運営について地区社協と協議するため、必要に応じ、さ  
さえあいサービス事業協議会を開催する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、市社協  
会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。